

砥部町運転免許証自主返納支援事業におけるタクシー利用助成券取扱要領

平成30年 3 月28日

砥部町告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町運転免許証自主返納支援事業実施要綱第4条第1項第2号に定める砥部町内のタクシー利用助成券（以下「助成券」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、「高齢者」とは、道路交通法第104条の4第1項の規定により、全ての種類の運転免許の取消しを申請し、運転免許証を返納した65歳以上の者をいう。

(協力事業所の指定)

第3条 町長は、砥部町運転免許証自主返納支援事業の協力事業所（以下「協力事業所」という。）として、町内に事業所を有する者又は町長が特に必要と認め本事業の協力事業所として登録された者を指定するものとする。

2 前項の登録を希望する者は、砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて申請しなければならない。

3 町長は、前項の申請を受け付けたときは速やかに審査を行い、登録の可否を決定し、砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録申請結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 町長は、登録に際し条件を付することができる。

(登録事項の変更の届出等)

第4条 協力事業所は、前条第2項の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録事項変更届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

2 協力事業所は、当該事業の登録を廃止するときは、砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録廃止届出書（様式第4号）を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の届出を受け付けたときは速やかに内容を確認し、砥部町運転免許

証自主返納支援事業協力事業所登録廃止通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（助成券の使用）

第5条 助成券の交付を受けた高齢者（以下「利用者」という。）は、協力事業所のタクシーを利用したときは、助成券を引き渡し、タクシー利用料金から当該助成券に表示された助成額を控除した金額を支払うものとする。

2 1回の助成券使用枚数の制限はもうけない。

3 助成券の有効期限は、交付の日から2年とする。

（助成額の支払い）

第6条 協力事業所は、利用者から受け取った助成券を月ごとに取りまとめ、助成券を添えて翌月10日までに砥部町運転免許証自主返納支援事業タクシー利用助成金請求書（様式第6号）により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該月の末日までに支払うものとする。

3 有効期限を経過した後に使用された助成券は、助成しない。

（不正使用の禁止）

第7条 利用者は、助成券の使用にあたって、次の行為をしてはならない。

（1）有効期限を経過した助成券を使用すること。

（2）助成券を他人に譲渡し、又は使用させること。

（3）前2号に掲げるもののほか、不正な目的をもって使用すること。

（助成額の返還）

第8条 町長は、不正な手段により助成券を使用した者に対し、助成額を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 協力機関の指定に関し必要な手続その他この告示に基づく事業を実施するために

必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（令和４年３月24日告示第44号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録申請書

年 月 日

砥部町長

事業所の所在
名称及び代表者名

砥部町運転免許証自主返納支援事業におけるタクシー利用助成券取扱要領第 3 条第 2 項に基づき指定を受けたいので申請します。

事業所の名称	
所在地	
代表者氏名	
電話番号	

(振込先金融機関)

金融機関名	銀行 ・ 農協 信用金庫 本店 支店 支所						
預金種別	☐ 普通（総合） ☐ 当座						
口座番号							
口座名義	(ふりがな)						
	名義人						

添付書類

一般乗用旅客自動車運送事業の経営免許の取得を証する文書の写し

様式第 2 号(第 3 条関係)

砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録申請結果通知書

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

年 月 日付けで申請のあった砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録申請について、砥部町運転免許証自主返納支援事業におけるタクシー利用助成券取扱要領第 4 条第 3 項に基づき下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 事 項	登録する 却下する
登 録 日	年 月 日
(却下の場合のみ) 却 下 理 由	

様式第3号(第4条関係)

砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録事項変更届出書

年 月 日

砥部町長

事業所の所在
名称及び代表者名

次のとおり登録を受けた内容に変更がありましたので、砥部町運転免許証自主返納支援事業におけるタクシー利用助成券取扱要領第4条第1項に基づき届け出ます。

事業所	名 称
	所在地

(変更の内容)

		変更前	変更後
1	事業所の名称		
2	事業所の所在地		
3	代表者の氏名		
4	電話番号		
6	振込先金融機関		
7	その他		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

(備考)

変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第 4 号(第 4 条関係)

砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録廃止届出書

年 月 日

砥部町長

事業所の所在
名称及び代表者名

砥部町運転免許証自主返納支援事業におけるタクシー利用助成券取扱要領第 4 条第 2 項に基づき登録の廃止を届け出ます。

事業所の名称	
所在地	
代表者氏名	
電話番号	
廃止理由	
廃止年月日	年 月 日

様式第 5 号(第 4 条関係)

砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所登録廃止通知書

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

年 月 日付で届出のあった砥部町運転免許証自主返納支援事業協力事業所の登録廃止について、砥部町運転免許証自主返納支援事業におけるタクシー利用助成券取扱要領第 4 条第 3 項に基づき下記のとおり通知します。

記

廃 止 日	年 月 日
廃 止 理 由	

様式第 6 号(第 6 条関係)

砥部町運転免許証自主返納支援事業タクシー利用助成金請求書

金 _____
ただし、 _____ 年 _____ 月分

請求明細

(1枚当り助成額)	(当月利用件数)	(当月請求額)
2 0 0 円	× _____ 件	= _____ 円

※助成券（原本）添付

_____ 年 _____ 月 _____ 日

砥部町長

(請求者)
所 在 地
事業所名
代表者名

⑨